

# かわべ

議 会 だ よ り



お手玉って、どうやるの？（地域の方とふれあい遊び）  
第三保育園にて

◆第5回臨時会……………	2	◆一般質問7人の議員が登壇……………	4～12
◆議会日誌……………	2	◆編集後記……………	12
◆12月定例会……………	3		
◆意見書……………	4		

# 第5回臨時会 (11月30日開催)

本臨時会では、条例案件3件及び予算案件3件の計6議案を審議し、いずれも全会一致で原案のとおり可決・承認しました。

## 条例案件

### ▲職員の給与に関する条例等の一部改正

人事院の給与勧告に従い、関係条例の一部改正を行いました。

#### 主な内容は

- ・一般職職員の給料（初任給を中心とした若年層は改定なし）を平均0.2%引き下げました。
- ・自宅に係る住居手当（新築・購入後5年に限り支給）を廃止しました。
- ・6月の支給率引き下げ（0.2カ月分）に続き、12月に支給する一般職職員（教育長含む）の期末勤勉手当と、町長及び議会議員の期末手当の支給率を0.15カ月分引き下げました。

### ▲企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

一般職職員に準じて改正しました。

### ▲消防団員等公務災害補償条例の一部改正

消防法の一部改正により、条例で引用している条項の繰下げが行われたため改正しました。

## 予算案件

### ▲一般会計補正予算（専決第3号）

736万円を増額し、総額を43億4457万円としました。

#### 主な内容は

- ・公共土木施設現年度災害復旧事業費 424万円
- ・販売用施設導入国庫対策分補助金 312万円

### ▲一般会計補正予算（専決第4号）

486万円を増額し、総額を43億4944万円としました。

#### 主な内容は

- ・新型インフルエンザワ

クチンの接種を希望する優先対象者のうち、低所得者世帯の接種費用を助成するものです。

### ▲老人保健特別会計補正予算（専決第1号）

229万円を増額し、総額を1202万円としました。

#### 主な内容は

## 議会日誌

21年11月22年1月

16日・生活安全推進協議会

### 【11月】

1日・タウンミーティング（西小学校下）

21日・22日・ふれ愛まつり

18日・議会第3回定例会（最終日）

2日・議員研修

24日・可茂地域一部事務組合議会

25日・可茂地域一部事務組合議会

7日・あらたまの日

30日・第9回議会運営委員会

27日・年末夜警巡視

10日・議会報編集委員会

第5回臨時会

4日・出初め式

11日・町村議会

第10回議会運営委員会

7日・8日・市町村議会

12日・学校給食運営委員会

議会全員協議会

10日・成人式

16日・可茂地域市町村議会議員研修会

6日・社会福祉大会

19日・議会報編集委員会

19日・中濃地域農業共済事務組合議会定例会

7日・総務委員会協議会

22日・知事と町村議長との意見交換会

20日・議会全員協議会

10日・区長会

26日・可茂地域町村行政懇話会

15日・ケープルテレビ開

14日・議会第3回定例会（初日）

15日・ケープルテレビ開

# 12月定例会

(12月14日～18日まで)

本定例会では、条例案件2件及び予算案件5件の計7議案を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

また、最終日には追加案件として、佐伯和昭議員ほか3人から「電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求める意見書」が提出され、原案のとおり可決しました。

## 条例案件

### ▲議会の議決すべき事件に関する条例の制定

定住自立圏構想推進要綱に基づく「定住自立圏形成協定を締結・変更・廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならぬ。」と定める条例を制定しました。  
(全員賛成で可決)

### ▲学校給食共同調理場特別会計条例を廃止する条例の一部改正

学校給食共同調理場特別会計条例廃止後の同会計の収入、支出、剰余金、債権及び債務についての経過措置を規定しました。  
(賛成多数で可決)

## 予算案件

### ▲一般会計補正予算(第4号)

1億570万円を減額し、総額を42億4374万円としました。

#### 主な内容は

- ・給与改定に伴う人件費 3350万円減額
- ・川辺東タウン建設事業 1億7207万円減額
- ・国民健康保険事業特別会計繰出金 4959万円増額

(うち基準外繰出金は、3598万円増額)

- ・J-ALERT整備事業費 2603万円計上
- ・町道新設改良事業 1920万円増額
- ・財政調整基金積立金 1142万円増額

- ・繰越明許費として、飛騨川橋改修事業(1980万円)と、J-ALERT整備事業を追加しました。

(全員賛成で可決)

### ▲国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

3673万円を増額し、総額を11億4424万円としました。

#### 主な内容は

医療費の大幅な伸びに對し、国民健康保険税収入などが減収する見込みのため、一般会計からの基準外繰入金を3598万円増額しました。

結果、本年度の基準外繰入金は、7290万円となりました。  
(全員賛成で可決)

### ▲下水道事業特別会計補正予算(第2号)

2769万円を減額し、総額を6億3959万円としました。

#### 主な内容は

給与改定に伴う人件費の減額と、決算見込みを基に工事請負費などを減額しました。  
(全員賛成で可決)

### ▲介護保険特別会計補正予算(第2号)

75万円を減額し、総額を6億9087万円としました。

#### 主な内容は

給与改定に伴い人件費を減額しました。  
(全員賛成で可決)

### ▲水道事業会計補正予算(第1号)

給与改定に伴い人件費を10万円減額しました。  
(全員賛成で可決)

## 議員提出議案

### ▲電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求める意見書

意見書の内容は、次ページ下段のとおりです。  
(全員賛成で可決)

# 一 般 質 問

そこが聞きたい!! 知りたい!!

定例会の最終日に、7人の議員が質問に立ち、町政をただしました。質問と答弁の内容は次のとおりです。当日の傍聴者は、5人でした。



高木律夫 議員

Q 決算資料のバランスシート化の検討状況は

【高木議員】

毎年度決算書が作成され、財務内容が住民に公示されていますが、これは、現金主義による官庁方式であり、単年度収支決算額と財産（資産）の数量のみにとどまっています。

地方公共団体の財政健全化に関する法律の制定により、19年度決算から財政指標として「健全化判断比率及び資金不足比率」が公表され、「財政

の健全性」を将来の負債などに対する是正機能」が明示されるようになりました。現状における財政状況は把握できるようになりましたが、今一つわかり難いところがあり、数年前から地方自治においても、「企業会計方式の導入」の必要性が求められるようになりました。単年度の収支を表す決算だけでなく、過去からの蓄積してきた資産（町民共有の財産）と、その資産を整備するために調達した資金の情報（負債と正味資産）を貸借対照表で明らかにし、年度ごとの推移で見たり、他の地方公共団体と比較することにより将来の負担情報などを把握し、町の効率的な財政運営の指標として役立てると考えます。町の財産の維持管理と

## 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と、電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、本町では、この水力交付金を活用し、町道改修等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付金の対象となっている水力発電施設の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には、水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、過去30年間にわたる交付実績や今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があることなどを考慮のうえ、交付金の算定対象となる水力発電施設の交付対象期間を発電施設の運転終了までとされるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

岐阜県川辺町議会

提出先	総務大臣	総務副大臣	総務大臣政務官
	財務大臣	財務副大臣	財務大臣政務官
	経済産業大臣	経済産業副大臣	経済産業大臣政務官

# 一 般 質 問

町民福祉サービスを目的としたバランスシート化を検討されていますが、現在の状況は。

**A** より理解しやすい形で公表できるように作業を進めている

【古川総務企画課長】

国は、地方分権改革の一環から、現行の単式簿記会計から企業会計方式の手法を用いた複式簿記会計への移行を推進し、財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を普通会計・特別会計・関連団体会計を含めた連結ベースで作成するよう求めており、人口3万人以上の都市は21年度までをめぐり、人口3万人未満の都市及び町村は23年度までをめぐり整備、または情報の開示に取り組むこととされています。

本町も財務4表作成のため積極的に取り組んでおり、資産情報を網羅し

た普通会計財務4表として21年度決算を22年度中に、連結ベース財務4表として22年度決算を23年度中に、公表できるように作業を進めています。

官庁会計方式の変更は、一朝一夕で完成できるものではありません。また、財務4表は作成することが目的ではなく、本町の置かれた状況を客観的に捉え、そこから見えた財政課題をいかなる方法で解決するかが目的となります。そのため、より実践的に活用できるものとなるよう努めていきます。



佐伯雄幸 議員

**Q** 子育て支援の一環として、3人乗り自転車の貸し出しを

【佐伯議員】

通常タイプの自転車に座席を取り付けただけの3人乗りは禁じられていますが、本年7月より道

路交通法規則の一部改正で、さまざまな安全性をクリアした自転車の前後に幼児を2人乗せて走れる3人乗り自転車が認められました。

保育園の送迎、公園などへ行くなど、使用目的はいろいろありますが、この自転車は1台5万円以上、電動式では10万円以上します。使用期間は、2〜3年ぐらい、買うとしてもかなり生活に負担がかかってきます。

若者の定住、出生率の増が一番大切であると思います。そこで、3人乗り自転車を町が購入し、幼児を抱えておられる家庭に貸し出すことを、子育て支援の一環としてできないか。

**A** 22年度予定事業で、貸し出し可能ならば検討する

【佐藤町長】

22年度に県事業「地域子育て創生事業」を活用して、3人乗り自転車普及啓発事業を各保育所において実施する予定で、現在、県に事業計画の要望をしています。この事業は、各保育所に試乗体験用の電動アシスト付き3人乗り自転車をそれぞれ3台、合計9台を配備するものです。

保育園児送迎手段のほとんどが自動車ですが、3人乗り自転車の安全管理についての十分な説明普及啓発を行うとともに、試乗体験などを実施した上で保護者の希望により、貸し出し可能ならば貸し出しも検討し、子育て支援につなげたいと考えます。

また、環境面では、CO2の軽減にもつながると考えます。

# 一般質問



長尾 諭 議員

**Q** 人口増対策にメディアポリシーの活用を

【長尾議員】  
わが町は交通アクセスにも恵まれ、自然環境面ではダム湖を中心とした遊歩道、湖面に浮かぶ山川橋と米田富士、下麻生地域に点在する飛騨川の景勝地があります。生活環境面では、教育、医療、子育て支援の充実、また、上下水道をはじめケーブルテレビによるＣＣネットワークの整備など数えればきりがありません。こんな恵まれた川辺町なのになぜ人口が増えないのか。議会は、活性化対策として若者の定住促進を掲げています。さらに徹底した優遇政策を導入し、

「魅力ある川辺町」を全国発信することが考えられます。メディアポリシーを積極的に活用し若者をターゲットにアピールすることが重要と思うが町長の考えは。

**A** メディアでの取り上げが増えるよう情報提供の仕方などを工夫する

【佐藤町長】  
ポリシーの策定はともかく、メディアの活用を図っていく必要があります。第4次総合計画においても「テレビ、ラジオ、新聞などさまざまなメディアを通じて広く町内外に川辺町の情報を発信していく」としています。20年度実績では、各新聞社へ提供した本町の施策情報や地域情報から、中日新聞で89回、岐阜新聞で41回掲載されました。また、テレビ、ラジオその他のメディアに対して、内容に応じ情報提供

しています。

人口増加のために積極的な事業、近隣市町村にも誇れる事業を実施してもPR不足から認知されなければ効果は望めません。このため、今後もマスメディアへの情報提供を行っていくことは当然であり、さらに少しでも本町の取り上げが増えるよう、情報提供の仕方などにも工夫を図っていきます。

**Q** 幼児教育と国旗の掲揚

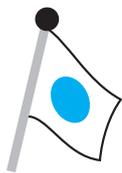
【長尾議員】

保育園の運動会開催の折に、グラウンドには国旗が掲揚されていなかった。（第三保育園は掲揚したと聞く。）  
幼児教育の一環として国旗の存在とそれを認識し崇拜することは大切なことだと思います。教育の現場において、国旗の位置づけはどのようなものか。

**A** 適切な判断のもと国旗を掲揚するよう指導していく

【小栗教育長】

国旗は、国家の象徴であり、国旗に対し、敬意を払うことが大切と認識しています。学校行事における国旗掲揚及び国歌斉唱について、児童生徒にわが国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度と心を育てるという学習指導要領の趣旨を踏まえ、町内全ての学校において適切な判断に基づき実施されるよう指導しています。保育園においても、これはとても大切なことであり、今後、儀式はもちろん、行事などにおいても、適切な判断のもと国旗を掲揚するよう指導していきます。



**Q** 住宅用火災警報機 器の設置PRは



石井幸太郎 議員

【石井議員】

消防法及び可茂消防事務組合火災予防条例が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、23年5月31日までに設置することになっています。一般家庭にとっては、お金がかかることですが、逃げ遅れを防ぎ、火災での犠牲を減少させることが目的です。  
この条例の改正があった時点で周知されたと思いますが、内容が広く町民に行き届いていないと推測されます。どの程度PRができていのか聞きたい。

# 一 般 質 問

**A** 設置率は21%と低く、積極的・効果的にPRしなければならぬ

【古川総務企画課長】

「広報かわべ」や「広報可茂消防」への掲載をはじめ、町防災行政無線による放送、9月の総合防災訓練において、消防団が区長さんの協力を得ながら、全区民を対象に購入希望の取りまとめを実施しました。

可茂消防は、本年、管内の各種イベントや大型



商業施設などでアンケート調査を実施し、結果は、管内全体の設置率は24%、本町は21%でした。完全実施の23年5月末まで残すところ1年半となり、約8割の世帯に取り付けていただくには、これまでのPRに加え、大型商業施設を利用したPRや各区などにおける行事や会議などに出向いてお話をさせていただくなど積極的・効果的に実施しなければならぬと考えます。

**Q** 政権交代による来年度の事業見通し



桜井真茂 議員

【桜井議員】

自民党が敗北し、民主党や連立する党の国会議員で連日事業仕分けなる役人いじめに近いことが報道されました。その結果は、オープンにされ官僚の天下り先の独立行政法人などの予算カット、または廃止という結果が浮き上がり、予算額もかなり削られました。しかし、その事業仕分けは短時間で終われ、容赦無用の一方的な予算配分になっており、子育て支援金や高速道路無料化に当てるための財源捻出策と考

えます。

ノーベル賞受賞者の野依氏は、「仕分け対象事業はコストだが、科学技

術振興のための人材育成は将来に対する投資、コストと投資を一緒に仕分けするのは見識を欠くものだ」と一刀両断しました。本来、仕分け作業の目的は「行政の無駄」を削ぎ落とすことで、採算性、費用対効果、民間委託の可能性などで、投資などの国の為にするべきものとの考え方が全くないと考えられています。マスコミからの報道で、現政権の動きが、いかにあやふやか、日々ころころと変わっています。来年度予算は税収も落ち込み、制度も変わり、かなり厳しい現状になるかと思うが、どうか。

**A** 新制度を見込んだ事業の予算化は不可能、また、新規事業の着手は困難

【佐藤町長】

新年度予算編成で、政権交代による影響は避けられそうありません。

新政権は、21年度においても前自民政権下の補正予算を可能な限り執行停止し、それを財源に新たな補正予算を組み直すという荒行に取り組んでおられます。当町においても、21年度版の子育て応援手当の補正予算は空振りに終わり、新たな補正予算案については、未だ詳細がわからず、現時点では対応するすべがないのが実情です。

新年度予算も同様で、仮に税収減は交付税制度のなかで相殺できるとしても、制度変更への対応は非常に困難であり、特に政府の大方針すら年内に決まるかどうかもわからない。なおかつ、詳細は新年度になってから決めるような状況では、新制度を見込んだ事業の予算化は不可能と考えています。

また、既存の事業についても県の行財政改革もあり、何をどれくらい削られるかわからないといった進捗で、町の予算編

# 一 般 質 問

成までに内容が固まるか否かは不透明な状況です。したがって、新年度予算は、原則として現行制度をベースに積み上げ、変更内容が固まった時点で修正し、予算策定後に判明したものについては、執行段階で再度事業を見直す。特に見込んだ財源がなくなるものについては、特に慎重を期す必要があります。反面、新しい制度に対応する事業については、新年度になつてから必要な事業予算を補正で対応することを考えています。

また、町の財政状況は今後の社会情勢を勘案すると危機的状態にあり、相当な覚悟で財政再建を進める必要があります。

このため、すべての既存事業の見直しを行い、事業のリストラや縮小により歳出削減を行います。これらの事情から、新年度における新規事業着手は相当難しい状況のため、他の事業を縮小して事業費の捻出をしない限り新

規事業は認めないという方針で予算編成にあたっています。

**Q** 事務参事兼総務企画課長の責務について

**【桜井議員】**

先の議会で、副町長制度を廃止し、事務参事兼総務企画課長が、町長の補佐をしながら全体の課を総括し、県へ補助金のお願など、仕事量も増大したと考えられるが、この3カ月、課長の動き、また、自分の思いがあれば聞きたい。

**A** 今後、さらに自身の責任職務を認識し、業務遂行に当たる

**【古川総務企画課長】**

10月1日から新しい形がスタートし、当面の措置として副町長の職務を行う参事職を置かず、各課長が責任を持って職務を遂行することとし、儀礼的な式典などは町長代

理として私が当たることとしています。

総務企画課長としての職務のほか、参事としては、副町長を当て職としている職務、決権権限の拡大、人事管理方針、各種事業調整など広範囲な役割があります。また、

県への陳情、要望も重要な職務として認識しています。大変多忙で、打合せ、会議への出席など、席に落ち着いておれない日が多くあり、あらためて重責を担っていることを認識しています。

この3カ月間は、各課連絡調整、総務企画課長としての職務に忙殺され、対外的職務、要望などについてはなかなか動けないのが現状でした。私としては、前副町長が持っていた県とのパイプ、人脈を体現することができないよう自身を磨き鍛えなければと考えます。今後、さらに自身の責任職務を認識し、佐藤町長を支え、業務遂行に当たります。



渡辺 芳孝 議員

**Q** 開かれた町政をめざして

**【渡辺議員】**

行政刷新会議の事業仕分けの公開手法が、政治が国民に近づいたと強い支持を得ています。近年の町政が、町民の信頼を十分得ているかと言えば議員の責任もあるが「どのような議論がなされた結果なのか」と、説明責任を問われ芳しくない声をよく聞きます。私も町民から議会や町の姿が見えづらいとのご批判もよく聞きますので「議会基本条例」の研究を進めたことと考えているが、町長は町民の信頼を得るため、どのような方法を考えているのか。

**A** 各メディアの特性、長所短所を使い分けた行政広報を展開する

**【佐藤町長】**

行政を分かりやすく伝える説明責任の重要性はますます高まっており、「町の姿が見えづらい」という指摘については、私の説明不足で、誠に申し訳なく思っています。町行政は多岐にわたるため、町の事業についてきちんと町民皆様に説明をするということの難しさをつくづく感じています。すべての行政の事業について、すべての方にわかりやすく、予め説明をすることは不可能ですが、少しでも改革、改善を図っていくべきであり、今後も説明責任を深く自覚し、その方法の向上に努めていきます。具体的には、広報かわべなど既存のメディアの充実と、特集記事の優先度を再検討します。また、今年度からタウンミーテ

# 一 般 質 問

インクと称して実施して  
いますが、テーマ別の懇  
談会や説明会を格式張ら  
ずに各課レベルで活発に  
それぞれの政策課題ごと  
に行うことを考えていま  
す。さらに、将来的には  
間もなく開通するケーブ  
ルテレビという新しいメ  
ディアの活用も視野に入  
れ、既存メディアを含め  
各メディアの特性、長所  
短所を使い分けた行政広  
報を展開していきます。

**Q** 学校給食費の値上  
げは避けるべき

【渡辺議員】

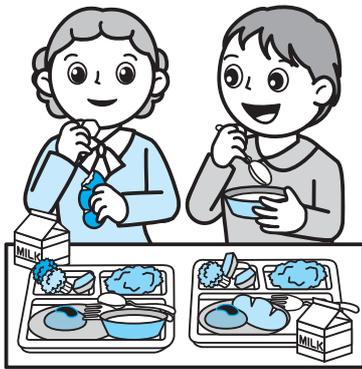
22年度予算に、給食費  
を1食25円値上げしたい  
との説明があったが、昨  
年度は異常な諸物価の高  
騰にも関わらず、決算で  
は余剰金も出ている。  
給食内容の評価も得て  
おり、デフレが進むなか  
値上げを避けるべきと考  
えるが、見解を問う。

**A** 今後の食材価格見通  
しを精査し、値上げに  
ついて結論を出す

【長谷川教育課長】

今年度の給食において  
も、栄養士が献立に工夫  
に工夫を重ね、材料費を  
抑えるための努力をしな  
がら、保護者からの給食  
費と前年度繰越金を財源  
に賄っているのが現状で  
す。

22年度予算編成にあた  
っては、現在、あらゆる  
物資がデフレ傾向にある



ことは事実であり、今後  
の食材価格見通しを精査  
し、値上げについて結論  
を出したいと考えていま  
す。

**Q** 国民健康保険税の  
値上げ

【渡辺議員】

22年度予算の事前説明  
で、11%の値上げがあり  
ました。昨年20%の値上  
げをしたが、国保加入者  
の所得が減って実質収入  
額が5%ダウンした。高

額医療費が大  
幅に増加した  
との説明であ  
るが、国保料  
が払えず3カ  
月の限定保険  
証交付者が60  
人また、国保  
税滞納額が4  
000万円を  
超えている異  
常な事態です。  
国保加入者  
は、年金生活  
者などの弱い  
立場の人たち

が多いのが特徴である。

町長をはじめ一部の議  
員は、一般会計から国保  
会計に補てんすることは、  
受益者負担から限度があ  
るとのことですが、保険

制度は相互扶助に基づく  
制度であり、国保加入者  
の窮状を考慮すれば一般  
会計から補てんすること  
は当然のことと考える。

その財源は、事業を見直  
し、費用対効果、緊急性  
の薄い事業などを先送り  
し町民の生活を優先すべ  
きと考える。

厚生労働省は、国保の  
財政悪化や地域による保  
険料格差拡大の現況から、  
保険財政の安定化や保険  
料収納対策の共同実施な  
ど、都道府県による広域  
化の制度設計を進めてい  
る情勢を考慮して、  
①国保料の値上げは避け  
ていただきたい。  
②国保事業の県単位、広  
域化を、どのように考え  
るのか。

**A** 医療費などは、国・県・  
町などのルール負担以  
外は国保加入者の保険  
税で賄うことが原則

【佐藤町長】

この問題については、  
これまで多くの皆様とも  
議論してきたことを踏ま  
えて答弁します。

21年度の国民健康保険  
税は、約1800万円の  
歳入不足の見込みとなり、  
一方で、医療費は約10%  
の大幅な増加を示し、保  
険者（町）が負担する保  
険給付費を約3800万  
円押し上げると見込んで  
います。これらの事情か  
ら、今議会に一般会計か  
らの基準外の繰り入れを  
3600万円追加し、当  
初予算計上分を合わせ7  
000万円以上として、  
何とか収支の均衡を保つ  
ことを提案しています。  
22年度以降の国保財政  
も、現状から大きく改善  
することは望めず、一層  
厳しい状況が続くと考え  
ており、一般、議会の皆  
様には、本年度に引き続

# 一般質問

き国保税率の引き上げを視野に国保財政の現状と健全化などについて説明しました。基金が枯渇しており、今後見込まれる構造的な財源不足に対し

ては、保険税率の引き上げか、一般会計からの基準外の財源補てん、あるいは両方を併用しながら解決していくかという舵取りに迫られています。

町民のうち国保加入者は3000人ほどで、残りの8000人の方々は国保とは別の社会保険に加入されており、それぞれ保険料を負担されています。その8000人の方々に納めていただいた町税から国保加入者への多額な財源補てんは、できるだけ早い時期に解消しなくてはならない。

一方で、昨年来の景気の急激な悪化などに伴い、離職者や低所得者、高齢者の加入割合が一層高まってきたことや、現在は別の保険に加入されていても、退職されればいずれは国保に加入されると

いうことを考慮すれば、一定期間の最小限の一般会計からの財源補てんはやむを得ないという見解です。

「保険制度は相互扶助に基づくもの」との指摘については、原則、その相互扶助とは、国保加入者間の相互扶助であり、かかる医療費などについては、国・県・町などの保加入者の保険税で賄うべきものです。

次に、先の政権交代による医療保険制度の見直しについて、国は、後期高齢者医療制度廃止後の新制度の具体化に向けた議論をスタートしたばかりであり、25年4月に新制度に移行したいとの見通しです。

国保税の値上げを凍結したまま新制度への移行は、今から4年後、広域化が実施されたとしても、どの程度のものになるか、また、財源的な枠組みなど皆目見当が付きません。新制度へ移行するまでの

間に、財政が破綻してしまふ恐れもあり、財政の健全化を一層進める必要があります。

**Q** コーポラス購入について

**【渡辺議員】**

議会はコーポラスの現地調査を行い、機構からの条件も検討し、購入すべきとの結論に達している。しかし、22、24年度の実施計画に記載されていない。住民の心労を察する必要がある。郡上市は購入の議案が提出された。町の活性化のためにも購入すべきと考えるが、町長の決断を求める。

**A** 今は決断する時期ではない

**【佐藤町長】**

政権交代などにより今後の国の動向も不透明で、現下の不安定な経済情勢の中での民業圧迫や、逼

迫している本町の財政状況などから考えると、今なお、雇用促進住宅の存続を期待しています。

明け渡しの最終期限は、現時点では26年11月末とされていますが、今後、さらに処分期限延長の可能性があるため実施計画には位置づけていません。

なお、郡上市は、市有住宅として、買い取りなどに係る議案が提案されたもので、本町の公営住宅施策とは異なっています。

ご提言を真摯に受け止めつつ、今の政局を注視するとともに、社会経済情勢の変化や本町の財政状況を見極め、町民の皆様にご理解が得られ、なおかつ入居者の方々にも配慮した判断を然るべきときに行い、議会に相談する考えであり、今は決断する時期ではないと考えています。

**Q** 新型インフルエンザの流行の影響と対応について



牧田富朗 議員

**【牧田議員】**

① 町としての予防対策は。

② 小中学校では、学級閉鎖や学校行事の延期や中止もあり、授業に影響があったと思うが、今後の対応は。

**A** インフルエンザ対策行動計画に基づき対応学習進度の遅れは、なんとでも取り戻す

**【桜井住民課長】**

① 「川辺町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、7月に区長さんを通じて予防対策のパンフレットを配布、その後、国、県からの情報を基に

# 一 般 質 問

予防、医療対策について広報を進めてきました。また、加茂医師会の協力のもと、休日における発熱外来を管内の開業医院さんの当番制で開設し、早期受診、早期治療対策を行っていただいています。

また、公共施設及び各種行事開催時には、消毒剤を設置して、手指の消毒を推奨しています。引き続き、感染したと考えられた場合の基本的事項や、優先接種対象者に対する新型インフルエンザワクチン接種の勧奨について、住民の皆様周知していきます。集団生活の場である保育所、学校等へは、引き続き教育委員会と連携して集団防衛の指導を徹底します。

## 【小栗教育長】

② 年間の授業実施予定時間が計画より減少しましたが、余裕を持った指導計画により標準年間授業時間は上回っており、時間数確保について

心配はしていません。

ただ、多少の遅れのある学習進度だけは、なんとかとしても取り戻さなくてはなりません。その具体策として、年間指導計画の見直しや、3学期の始業式の日は、午前中に式を行い、終了後は授業を実施するなど新たに授業を位置づけ、特に、進路を控えた中学校では、日課表を見直し、朝の会、帰りの会の時間を短縮して時間を生み出し7時間授業の日を設けるなどで対応したいと考え、校長会で確認し、すでに実施している学校もあります。



## 【牧田議員】

学級で二人以上だと学級閉鎖となったようですが、ちよつと厳しく、学級長と教育長で判断できませんか。  
スポーツ少年団への対応はどうか。

## 【小栗教育長】

学級閉鎖に関する基準は、だんだんと緩和され、集団風邪と同様の基準で対応となり、現在では、学級人数の在籍児童数の約2割程度出たときは、校医の指導を受けながら学級閉鎖に踏み切るという事です。予防に対しては、今後も十分な対応



で立ち向かうよう指導を徹底します。

スポーツ少年団で試合に行つて感染した場合などは、感染経路が学級内でないため、基準による学級閉鎖の対応はしません。

**Q** 新政権に対する町長の政治姿勢について

## 【牧田議員】

① 来年度の予算編成に対する期待と影響は。  
② 民主党連立政権に対する要望などの陳情方法は。

**A** 具体的内容が見えず、新年度予算は現行ベースで定められたルールで要望する

## 【佐藤町長】

① 今まで以上に地域の自主性を高めていくという考え方に期待していますが、これらの制度については未だ検討の緒に就

いたばかりで、具体的な内容、特に事務的な事項は、全く明らかになっていません。

一つの例として、本町も「まちづくり交付金」を期待した施策を検討していますが、事業仕分けで、「まちづくり交付金は地方に移管」という結論を見ましたが、移管とは実際どのようなのかなど、全く道筋は見えていません。

また、その他の事業仕分け結果、新年度税制改正状況も同様で、町が先回りして新年度予算編成において対応できるという段階ではありません。したがって、新年度予算は原則として現行制度をベースに積み上げ、変更内容が固まった時点で補正をお願いするといった作業が出てくると考えられます。

② 民主党政権は、政権内における陳情・要望に関するルールをすでに定めておられ、それに基づき、新年度予算関係を含

# 一般質問

めて当面の課題などについて第1回目の要望を行い、先頃、直接、今井雅人代議士へ具体的な説明を申し上げました。今後、積極的に要望を行っていきます。

## 【牧田議員】

国の事業仕分けで具体的影響があると思うかどうか。

## 【佐藤町長】

事業仕分けそのものの位置づけがはつきりしないことから、これが一番問題ということは、今言うべき時期ではないと考えます。

## Q 児童虐待防止について

### 【牧田議員】

20年に「児童虐待防止法」が改定され、毎年11月は「児童虐待防止推進月間」とし、今年も全国的に啓発活動が実施されました。虐待件数は全国

で年間約3万人、死亡児童は50人前後はあるようです。

今年の虐待防止活動は、オレンジリボンで防止の呼びかけ、ポスターでの啓発、岐阜県オレンジリボンリーや全国共通ダイヤルによる電話相談も実施されました。

里親制度や本年度よりファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）もスタートしました。

総務省は、児童虐待防止に向けた自治体の取り組み状況と効果などを点検、分析し、不十分な点があれば改善勧告をするようです。（通達）

児童虐待防止に対する



オレンジリボン  
（児童虐待防止運動）

取り組み状況を聞きたい。

## A 子育て支援機関の更なる活動の充実と、活用に努める

### 【桜井住民課長】

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ると同時に、児童虐待防止などの施策を実施するために関係機関の連携を図る目的で18年度に「川辺町要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待を含め子どもを取り巻く現状についての報告及び情報交換を行い、虐待を防止するためにはど

のような活動をすべきかを考える機会としていきます。また、相談窓口で支援に関わる関係者の専門性を高め、資質向上及び組織づくりを図るために、研修会を実施するなど、本町から虐待は出さないと出させないを信条としていきます。

11月の虐待防止月間に合わせて、広報やホームページ、ふれ愛まつりにおいて虐待の種類、虐待の防止及び通報の義務について掲載し啓発しました。

子育て支援機関として、役場、保健センター、教育委員会、各保育所、小中学校、子育て支援センター、児童館などがあり、それぞれに取り組んでいますが、この活動をさらに充実させ、気軽に相談できる場として活用していただくよう広報などに努めます。

## 編集後記

今、テレビ・新聞などマスコミ界では、政治と金の問題が大きく取り上げられています。各地方自治体は今、住民生活に直結する来年度予算編成の正念場の時期です。

川辺町議会は、川辺町民に選ばれた議会です。国の動向は、町村の予算編成に大きな影響を及ぼすことは当然ですが、まず、我が川辺町に取って何が大切かを考え、予算編成に当たって行かなければならないと思います。

3月議会は、先に述べた来年度の予算審議の議会です。財源など非常に厳しい状況下での審議となるでしょう。

皆様の傍聴を、お待ちしております。